

■ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金【非住宅】 ■

※業務規程 別表3による料金表 施行日：2025年4月1日

()内は消費税 10 %を含む料金です。

1) モデル建物法				備考									
下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※2				<p>1 (A) (B) (C) 用途について (A)用途は図書館、病院等、旅館、ホテル、展示場等 (B)用途は事務所、百貨店、飲食店、日用品店舗等 (C)用途は工場、自動車車庫、休憩所、倉庫等 詳しくは、「別表 用途分類」をご覧ください。</p> <p>2 対象外室のみ等の料金 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室等がない場合は下記の料金とする。 尚、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様です。 一律 ¥30,000 (¥33,000)</p> <p>3 複合建築物の料金算出 複合建築物においては、非住宅の適合性判定料金と住宅部分の適合性判定料金を加算した料金とする。</p> <p>4 計画変更 計画変更の料金は、それぞれ面積、用途、モデル数等に応じて新規の料金の60%の額とする。(消費税を含む)ただし、次の場合は新規料金とする。 ①モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更する等、計算方法を変更して申請する場合。 ②直前の適合判定通知書を当機関以外の者が交付した建築物 ③上記「2」が適用された申請について、その後、計算対象設備等が追加され省エネ計算が必要になった建築物</p> <p>5 軽微変更該当証明申請 軽微変更該当証明申請は、それぞれ面積、用途、モデル数等に応じて新規の料金の50%の額とする。(消費税を含む)ただし、次の場合は新規料金とする。 ①直前の適合判定通知書を当機関以外の者が交付した建築物</p> <p>6 再交付等 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、下記の①料金とする ①料金 ¥5,000 (¥5,500)/1部につき</p> <p>7 BESTの計算による申請 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算による審査は行っていません。</p> <p>8 対象面積の取り扱い 面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定された延べ面積とする。ただし、以下の条件を考慮した面積とする。 ①対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。 ②増改築の場合は、非住宅部分の中で増改築部分の面積とする。</p>									
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県													
対象面積	(A)用途 ※1	(B)用途 ※1	(C)用途 ※1										
100㎡未満	¥100,000 ×N (¥110,000 ×N)	¥67,000 ×N (¥73,700 ×N)	¥50,000 ×N (¥55,000 ×N)										
100㎡以上 ～300㎡未満	¥120,000 ×N (¥132,000 ×N)	¥80,000 ×N (¥88,000 ×N)	¥60,000 ×N (¥66,000 ×N)										
300㎡以上 ～500㎡未満	¥132,000 ×N (¥145,200 ×N)	¥88,000 ×N (¥96,800 ×N)	¥66,000 ×N (¥72,600 ×N)										
500㎡以上 ～1000㎡未満	¥164,000 ×N (¥180,400 ×N)	¥99,000 ×N (¥108,900 ×N)	¥78,000 ×N (¥85,800 ×N)										
1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	¥197,000 ×N (¥216,700 ×N)	¥110,000 ×N (¥121,000 ×N)	¥88,000 ×N (¥96,800 ×N)										
※1 N: 計算に適用したモデル数による係数													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モデルの数</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数 N</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とする。ただしモデル数が2以上の場合、工場モデルはモデル数として計上しない。</p>					モデルの数	1	2	3	4以上	係数 N	1.0	1.3	1.4
モデルの数	1	2	3	4以上									
係数 N	1.0	1.3	1.4	1.5									
<p>※2 他機関の建築確認申請の物件について 他機関で建築確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定を単独で申請される場合は、上記料金に2.0を乗じた料金額とします。但し、別に定める規定に該当する場合はその限りではない</p> <p>※3 1つの棟に用途分類が複数ある場合は、以下の規定による。 ①部分的にでも「A用途」が含まれる場合は、「A用途」とする。 ②「A用途」がどこにも含まれない場合で、部分的にでも「B用途」が含まれる場合は「B用途」とする。</p> <p>※4 増改築の場合は、増改築部分の用途分類とする。</p>													
2) 標準入力法(主要室入力法を含む)													
下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※5													
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県													
対象面積	(A)用途	(B)用途	(C)用途										
100㎡未満	¥166,000 (¥182,600)	¥125,000 (¥137,500)	¥100,000 (¥110,000)										
100㎡以上 ～300㎡未満	¥200,000 (¥220,000)	¥150,000 (¥165,000)	¥120,000 (¥132,000)										
300㎡以上 ～500㎡未満	¥219,000 (¥240,900)	¥164,000 (¥180,400)	¥132,000 (¥145,200)										
500㎡以上 ～1000㎡未満	¥274,000 (¥301,400)	¥187,000 (¥205,700)	¥154,000 (¥169,400)										
1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	¥329,000 (¥361,900)	¥219,000 (¥240,900)	¥176,000 (¥193,600)										
<p>※5 他機関の建築確認申請の物件について 他機関で建築確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定を単独で申請される場合は、上記料金に2.0を乗じた料金額とします。但し、別に定める規定に該当する場合はその限りではない</p> <p>※6 1つの棟に用途分類が複数ある場合は、以下の規定による。 ①部分的にでも「A用途」が含まれる場合は、も「A用途」とする。 ②「A用途」がどこにも含まれない場合で、部分的にでも「B用途」が含まれる場合は「B用途」とする。</p> <p>※7 標準入力法を使用する場合で、外皮計算の審査を追加して行うときは新規料金の10%の額(消費税を含む)を加算する。</p> <p>※8 標準入力法を使用する場合で、計画変更又は軽微変更該当証明書において外皮計算の審査を新たに追加して行う時は、計画変更又は軽微変更該当証明書の料金に新規料金の10%の額(消費税を含む)を加算する。</p>													

別表 用途分類（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令10条第1号イの用途）

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載されている非住宅の用途と用途区分コード	
(A)用途	08140 図書館その他これに類するもの 08150 博物館その他これに類するもの 08152 美術館その他これらに類するもの 08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの 08190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。） 08210 児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。） 08230 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。） 08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） 08260 病院 08370 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。） 08400 ホテル又は旅館 08480 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08530 劇場、映画館又は演芸場 08540 観覧場 08550 公会堂又は集会場 08560 展示場 08590 ダンスホール 08600 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
(B)用途	08060 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 08070 幼稚園 08080 小学校 08082 義務教育学校 08090 中学校、高等学校又は中等教育学校 08100 特別支援学校 08110 大学又は高等専門学校 08120 専修学校 08130 各種学校 08132 幼保連携型認定こども園 08160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 08180 保育所その他これに類するもの 08192 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。） 08220 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。） 08250 診療所（患者の収容施設のないものに限る。） 08270 巡査派出所 08280 公衆電話所 08290 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 08300 地方公共団体の支庁又は支所 08330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの 08390 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの 08410 自動車教習所 08438 日用品の販売を主たる目的とする店舗 08440 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08450 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く） 08452 食堂又は喫茶店 08456 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 08458 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 08460 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。） 08470 事務所 08570 料理店 08580 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
(C)用途	08310 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の他家 08320 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 08340 工場（自動車修理工場を除く。） 08350 自動車修理工場 08360 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08420 畜舎 08430 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08490 自動車車庫	08500 自転車駐車場 08510 倉庫業を営む倉庫 08520 倉庫業を営まない倉庫 08610 卸売市場 08620 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
対象外	08010 一戸建ての住宅、08020 長屋、08030 共同住宅、08040 寄宿舍、08050 下宿	

確認申請書第四面に記載される用途が「その他 08990」の場合は、モデル建物を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通りの区分を適用します。

分類	モデル建物を適用する場合に適用するモデル
(A)用途	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
(B)用途	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
(C)用途	工場